学習用タブレット端末等再整備に係る保守業務委託について

令和7年7月24日

No	資料名称	主な項目 (仕様書項番等)	質問内容	回答内容
1	仕様書	7 保守サービスの内容詳細	「受付後、学校現地まで機器引取りを行うこと。」とありますが、 配送業者による集荷で問題ないでしょうか。	配送業者による集荷で問題ありません。
2	仕様書		「引取り後、修理に必要な日数を依頼した学校教職員又は教育委員会の職員に伝えること。」とありますが、Webフォームでの修理受付時に受付完了のメールを致します。そのメールに修理期間を記載しご連絡をするということで問題ないでしょうか。	